

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.9

【共通】問1 住宅用防災機器に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを一つ選べ、

- (1) 住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、住宅用防災機器を設置し、及び維持する義務があるが、当該防火対象物の一部が住宅の用途以外の用途に供される場合、住宅の用途以外の用途に供される部分については、住宅用防災機器の設置及び維持義務はない。
- (2) 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を壁の屋内に面する部分に設ける場合は、天井から下方0.15m以内の位置に設ける必要がある。
- (3) 住宅の用途に供される防火対象物の住宅の部分のうち、就寝の用に供する居室が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）には、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置する必要がある。
- (4) 住宅の用途に供される防火対象物の住宅の部分のうち、居室が存する階において火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することが住宅における火災予防上特に必要であると認められる住宅の部分として総務省令で定める部分には、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置する必要がある。

【消防用設備等】問1 消防の用に供する機械器具等の検定等に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 検定対象機械器具等の型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定対象機械器具等についての試験を受けなければならない。
- (2) 検定対象機械器具等は、型式承認を受けたものであり、かつ、個別検定に合格したものである旨の表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。
- (3) 閉鎖型スプリンクラーヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドは検定対象機械器具等である。ただし当該ヘッドは、特殊消防用設備等の部分、輸出されるもの及び船舶安全法又は航空法の規定に基づく検査又は試験に合格したもののいずれでもないものとする。
- (4) 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、あらかじめ自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出を総務大臣に行っていれば、技術上の規格に適合する自主表示対象機械器具等に対して、当該技術上の規格に適合するものである旨の表示を自ら行うことができる。

【消防用設備等】問2 消防機関へ通報する火災報知設備及び非常警報設備に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 延べ面積が600㎡の物品販売業を営む店舗には消防機関へ通報する火災報知設備を設置する必要があるが、当該店舗と消防機関との歩行距離が400mである場合や当該店舗に消防機関へ常時通報することができる電話を設置した場合は、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。
- (2) 消防機関へ通報する火災報知設備の火災通報装置は、防災センター等に設置する必要がある。

答

解説

- (1) 消防法第9条の2第1項。
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令第7条、第8条、天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分に設ける必要がある。
- (3) 消防法施行令第5条の7第1項第1号口。
- (4) 消防法施行令第5条の7第1項第1号ハ。

答

解説

- (1) 消防法第21条の3第1項。
- (2) 消防法第21条の2第4項、同法第21条の9第1項。
- (3) 消防法施行令第37条第9号、閉鎖型スプリンクラーヘッドは検定対象機械器具等であるが、開放型スプリンクラーヘッドは検定対象機械器具等ではない。
- (4) 消防法第21条の16の3第1項、同法第21条の16の4第1項。

答

解説

- (1) 消防法施行令第23条第1項第2号、同令第23条第3項、同施行規則第25条第1項。
- (2) 消防法施行規則第25条第2項第1号。
- (3) 消防法施行令第24条第2項。

- (3) 収容人員が60人の平家建ての工場には、非常ベル、自動式サイレン又は放送設備を設置する必要がある。ただし、当該工場には自動火災報知設備は設置されていないものとする。
- (4) 非常警報設備の非常ベル又は自動式サイレンの音響装置の音圧は、取り付けられた音響装置の中心から1m離れた位置で92デシベル以上であることが必要である。

- (4) 消防法施行規則第25条の2第2項第1号イ、92デシベル以上ではなく90デシベル以上である。なお92デシベルの音圧は、自動火災報知設備の地区音響装置のうち音声により警報を発するものに求められる。

答
解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
 (2) 違反処理マニュアルによる。
 (3) 違反処理マニュアルによる。
 (4) 消防署長が発動した命令の審査請求先は消防長である。また、消防法第5条の2第1項の命令の審査請求期間は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。

答
解説

- (1) 消防法に規定する過料は、執行罰としての過料ではなく、秩序罰としての過料である（違反処理マニュアル参照）。
 (2) 違反処理マニュアルによる。
 (3) 違反処理マニュアルによる。
 (4) 違反処理マニュアルによる。

答

解説 引火点とは、可燃性液体がその表面に燃焼範囲の下限値に相当する割合の蒸気と空気との混合ガスを生成するときの液温をいう。

〔参照条文〕

消防法別表第1

答

解説 市町村長等が許可の取消し又は使用停止の命令をかけることができ

【防火査察】問1 消防法に基づき命令を発した場合における各命令の主体に対する審査請求先及び審査請求期間の組み合わせに関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

	命令の主体及び命令内容	審査請求先	審査請求期間
(1)	消防吏員が法第5条の3第1項に基づき発動した防火対象物に対する措置命令	消防署長	命令を受けた日の翌日から起算して30日以内
(2)	消防長が法第17条の4第1項に基づき発動した消防用設備等の設置維持命令	市町村長	命令のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内
(3)	消防署長が法第8条第3項に基づき発動した防火管理者選任命令	消防長	命令のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内
(4)	消防署長が法第5条の2第1項に基づき発動した防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）	市町村長又は消防長	命令のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内

【防火査察】問2 消防法第8条の2の3第5項違反「特例認定防火対象物における管理について権原者の変更届出違反」を覚知した場合は、過料事件の通知を行うこととなるが、過料事件に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 過料とは、金銭罰の一種であり、刑罰である罰金及び科料と区別される。その性質から、①秩序罰としての過料、②執行罰としての過料、③懲戒罰としての過料に大別されるが、消防法に規定する過料は、執行罰としての過料にあたる。
- (2) 過料は刑罰でないから、故意・過失の刑法総則の適用はなく、一般手続として非訴事件手続法の定めがある。
- (3) 消防機関は過料事件を覚知した場合、過料事件を過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所に通知する。
- (4) 過料事件の通知は、郵送で行うものとし、消防機関の通知により裁判所のその職権の発動を促すためのものである。

【危険物】問1 引火点について正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 可燃物を空気中で加熱した場合、点火源がなくても自ら発火するときの温度をいう。
- (2) 可燃性液体を空気中で燃焼させるのに必要な熱源の温度をいう。
- (3) 可燃物の蒸気が発生しはじめたときの温度をいう。
- (4) 可燃性液体を空気中で点火するとき、燃え出すのに必要な最低の濃度の蒸気が発生するときの液温をいう。

【危険物】問2 完成検査を受けないで製造所等を使用した場合の市町村長等が行うことができる処分として正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 貯蔵、取扱基準遵守命令

- (2) 営業中止命令
- (3) 許可の取消し又は使用停止命令
- (4) 危険物施設撤去命令

るのは、消防法第12条の2第1項にあるとおり、①許可を受けないで、製造所等の位置、構造又は設備を変更したとき、②完成検査済証交付前に製造所等を使用したとき又は仮使用の承認を得ないで製造所等を使用したとき、③修理、改造、移転の命令に従わなかったとき、④保安検査を受けないとき、⑤定期点検を行わないとき又は点検記録を作成せず、保存していないときが該当する。

[参照条文]

消防法第12条の2第1項第2号

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

問1 答 (5)

〔地公法〕

問1 答 (1)

〔消防組織〕

問1 答 (1) ○ (2) ○ (3) ×
(4) ○ (5) ×

問2 答 (3)

問3 答 (4)

〔消防法規〕

問1 答 (5)

問2 答 (1)、(3)、(4)

問3 答 (5)

〔消防設備〕

問1 答 (2)

問2 答 (4)

問3 答 (3)

問4 答 (3)

問5 答 (1)

問6 答 (2)、(4)

問7 答 (4)

問8 答 (3)

問9 答 (3)

〔防災〕

問1 答 (3)

〔建築法規〕

問1 答 ① 道路中心線
② 3
③ 5
④ 空地
⑤ 耐火構造

〔危険物〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

〔防災〕

問1 答 (2)

問2 答 (2)

問3 答 (5)

〔救急〕

問1 答 (1)

〔救助〕

問1 答 (1)

〔石油コンビナート〕

問1 答 (4)

問2 答 (4)

〔原子力〕

問1 答 ① ウ ② カ ③ オ
④ ア

問2 答 (5)

〔無線法規〕

問1 答 (1)

〔無線工学〕

問1 答 (1)

〔国民保護〕

問1 答 (3)

問2 答 (5)

〔警防〕

問1 答 (5)

問2 答 (5)

問3 答 (2)

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (3)

〔人事管理〕

問1 答 (3)

〔消防財政〕

問1 答 ①当初 ②財政主管部門 ③
財政主管部門 ④事業主管部
門 ⑤長 ⑥議会 ⑦特別委
員会 ⑧議決 ⑨予算編成権
⑩予算提出権 ⑪予算修正
権

※ ⑨と⑩は入替えても正解。

〔警防〕

問1 答 (5)

問2 答 (2)

問3 答 (1)

〔救急〕

問1 答 (3)

—— 予防技術検定模擬テスト ——

〔共通〕

問1 答 (2)

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

〔防火査察〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)

〔危険物〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

現在、消防機関においては、行政情報の開示が求められるケースが非常に多くなっている。特に、救急事務や火災原因などに関連した個人情報の開示請求はむしろ一般化しているように思われる。消防機関が保有する行政情報は、立入検査などによって得た法人等の情報や救急事案に関連して得た個人情報など比較的広範囲な内容にわたっているが、こうした情報の開示請求に対しては、情報開示に係る関係条例等の規定を十分理解して運用しなければ、本来、開示できる等の情報を、徒に消極的な判断に陥った結果、非開示としてしまいその対応に不信を招いてみたり、又は反対に非開示としなければならない情報を、適切な検討を尽くさずに開示してしまい、市民の権利利益を毀損してしまうことが起こってくる。この点では、情報公開と個人情報保護という二つの制度にまたがる個人情報の取り扱いについて、その差異を明確にした上で適正な取り扱いに心掛ける必要がある。

そもそも、情報公開制度は、行政情報を広く一般に公開することによって、公正で民主的な行政運営を確保することを目的とする制度である。これに対して個人情報保護制度は、個人情報の保護のための基本的な原則を定めることにより、あくまで、個人の権利利益を保護することを目的とする制度であることから、この両制度は、同じ様に個人の情報に関わる制度ではあ

ても、その目的は基本的に異なっている。そのため、情報公開条例に基づいて開示請求された個人情報は、開示請求者の個性に着目することなく非開示情報だとの判断が行われる場合があるのに比し、個人情報保護条例では、開示請求に係る個人情報の保護を目的としている関係で、当然に当該開示請求者の個性に着目して開示の是非が判断されることになる。

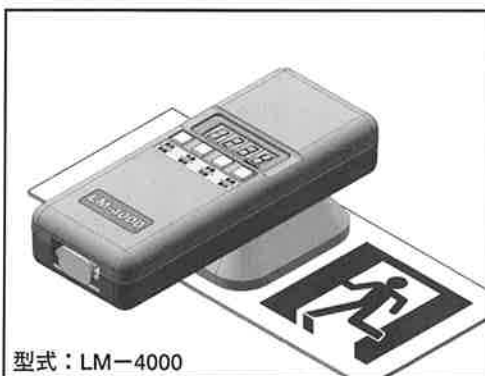
したがって、情報公開条例と個人情報保護条例で取り扱われる個人情報は、その開示、非開示の判断の際に考慮される事情は全く異なるため、結果として開示、非開示の取り扱いに差異が生ずるのは決して不合理なことではないのである。

従来、情報公開の気運が社会的な高まりを見せてきたとき、個人情報保護条例の整備は情報公開条例の整備に対して大きく遅れ、この時期には、本人情報の開示請求であっても非開示の取り扱いを余儀なくされていた。しかし、現在は、本人情報については個人情報保護条例で、自己情報としてコントロール（訂正、削除など）が行えるようになってきている。したがって、このような個人情報に関する取り扱いの変遷によって、消防機関においても情報公開条例と個人情報保護条例で個人情報の取り扱いが異なっていることに十分留意し、両者の相違に応じた適正な運用が行われるよう細心の注意が払われなければならない。

簡単、正確、短時間

高輝度蓄光式誘導標識等の
輝度測定に最適！

簡易輝度測定器「LM-4000」



型式：LM-4000

簡易輝度測定器「LM-4000」は高輝度蓄光式誘導標識等の定期点検及び性能維持・判定用のデータ採取が可能です。

自動測定モード

測定間隔1分～10分間隔を設定し周期的に測定することができます

予測測定モード

3分間の実測測定で20分後の測定値を予測することができます。

ハンディータイプ

小型、軽量のため片手で操作可能です。

簡易暗室の完備

本体に装着するシェードが簡易暗室を作ります。

低価格の実現

圧倒的な低価格を実現しました。

(財)日本消防設備安全センター性能評定品 評19-033号

180mm(全長)×70mm(幅)×52mm(厚さ)

重量：500g



製造元/株式会社 プロデュース

【松本工場】
〒390-1243 長野県松本市神林7107-35
TEL. 0263-40-5175 FAX. 0263-40-5176
<http://www.k-produce.co.jp/>

販売代理/株式会社 近代消防社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
(日本消防会館内)
TEL. 03-3593-1401 FAX. 03-3593-1420
<http://homepage3.nifty.com/kinsky/>